

本論文は

世界経済評論 2023年9/10月号

(2023年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%
送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読

0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

木々も訴訟する権利を持つ

「木々も訴訟する権利を持つ」とアメリカ最高裁判事 William O. Douglas は論じた。こう知ったのはぼくがマンハッタンに住み始めた 1968 年からあまり経たないころだった。ぼくはなぜかダグラス判事に惹かれ、1974 年に出た自伝『東に行け、若者よ Go East, Young man』を買って読んだことを覚えている。

フロンティア判事

今度ダグラス判事の新たな伝記が出て、木々も訴訟云々を思い出した。本は『国民判事 Citizen Justice』といい、判事の環境保全活動に焦点を当てる。著者は第九控訴院の裁判長だった M. Margaret McKeown。この伝記を評してダグラスを「フロンティア判事」と呼ぶ Jed Rakoff (The New York Review of Books, 2023 年 5 月 25 日) も裁判官で、特に「white-collar 犯罪者に対する罰は軽すぎる」という苦情で知られる。

ぼくはまだこの伝記を読んでいないので、レイコフ裁判官の書評に依ってみると、ダグラスのような強力な自然保護主義者、環境主義者を産んだ背景には 19 世紀の工業化による自然破壊があった。1898 年生まれのダグラスは若い頃から自然に親しみ、1939 年フランクリン・ルーズベルト大統領の指名で最高裁判事になって以後は、裁判官として控えるべき民事、政治問題にも積極的に介入した。たとえば、陸軍工兵隊 (US Army Corps of Engineers) はダムなどを造って自然を破壊するだけだと反対した。

陸軍工兵隊は現在でも存続するが、Chesapeake and Ohio (C&O) 運河とそれに沿う曳舟道 (tow-path) は別の意味で存続する。1831 年に完成したほぼ 300 キロに及ぶポトマック川に沿うこの構築物は 1920 年代までには物資運搬には使用されなくなっていたこともあり、1954 年、ワシントン

ンポスト紙が「曳舟道をハイウェイに変えて多くの人たちが楽しめるようにせよ」と社説で述べた。するとダグラス

判事が「ハイウェイなどけしからぬ」と怒り、曳舟道は歩き回って自然の瞑想に耽るには素晴らしい。それを示すから私と歩いてみよ、と「最初の環境抗議行進」を提唱した。これには新聞関係者が応じたが、ダグラスが易々と 300 キロを踏破したのに対し、記者の多くは全行程を終えることはできなかったという。だがワシントンポスト紙は見解を変え、ダグラスの見方を大きく採った。

ダグラスはそれでは安心できず、C&O Canal 協会をつくって自ら会長になった。これも最高裁判事のやるべきことではないが、その圧力で議会は同運河と曳舟道を保護する法を 1971 年に可決、大統領が署名、以来これは C&O Canal 歴史的国立公園として内務省が管理している。

湖の原告適格

さて、「木々も訴訟する権利を持つ」場合の「権利」は standing だが、この言葉をレイコフ裁判官は「被告人の行為により具体的な個人的被害を受けなかったか、これから受けようとしていない人による連邦訴訟を排除する司法原則」と説明する。日本の友人によるとこれは「原告適格」とのこと。

ダグラス最高裁判事が木々も原告適格を持つと主張をした背景については、Elizabeth Kolbert の記事「フロリダの湖、自己保身のため訴訟 A Lake in Florida Suing to Protect Itself」(The New Yorker, 2022 年 4 月 11 日) がある。

くだんの湖 Lake Mary Jane はフロリダ州のほぼ真ん中であって、オレンジ郡オーランドの有名な Disneyland の東にある。この、女性名を二つ



佐藤 紘彰

重ねた湖はもともと広大な湿地帯の一部だったのだろう、近く遠く沼沢地や湖が散らばり、いくつかには運河でつながっている。それが西の Lake Hart や北の Cross Island Marsh (沼沢地) などと共に、近辺の開発から自らを守るため訴訟した。訴訟によると、近辺の開発は「湖や沼沢地に悪い影響に与え（その影響は）具体的で、明瞭で、隠しようのない」ものとなる。

この訴訟があったのは2022年2月、記事を書いた Kolbert は多くの賞を受けた記者／作家で、特に人間の活動に基づく『第六の絶滅 The Sixth Extinction』（2014年）ではピューリッツァー賞を受けた。この記事で、この湖などの訴訟の前に象や馬や小鳥など動物の訴訟はあったが、無生物の訴訟はこれが初めてと指摘、ダグラス最高裁判事の「木も原告資格を持つ」議論の背景を述べる。

巨大な樹木セコイア

調査報道で著名な I. F. Stone の子息 Christopher Stone が Southern California 大学で教授として property law を講義しているとき、学生が退屈しているのをみて、ふと property の概念を木や岩まで広げたらどうだろうという考えがひらめき、それを話すと学生が俄然目覚めた。そこで「木々も原告資格を持つべきか 自然物の法的権利に向けて」という法論文にまとめた。

ちょうど、自然保全で著名な Sierra Club の訴訟に対して控訴院が原告適格無しと却下、最高裁に移っていた時だった。それは Disney 社がヨセミテ国立公園に巨大なスキー・リゾートの建設を計画、そこへの道路を Sequoia 国立公園に造らなければならない。セコイアは高さ 85 メートルにも達する巨大な樹木、公園は 1890 年にできていたが、内務省は道路建設を許可していた。そこでストーンはダグラス判事に自分の論文の草稿を急遽送りつけた。

1972年4月、時に最高裁は判事2名が欠員、4-3で控訴院を支持する判決を出した。ダグラス

は3判事の反対意見とは別に自分の意見を加えていたが、ストーンの論文に大きく依存していた。ダグラスが原告資格を持つものとして挙げるものをいくつか挙げると、「峡谷、高山の草原、川、湖、河口、浜辺、峰、木立」から、「魚、水にすむ昆虫、潜水鳥 (water ouzel)、川獺」などで、最後の脚注に英国詩人／英国国教会司祭 John Donne (1571-1631) の瞑想 XVII から有名な言葉「何人も孤島ではない。人はそれぞれ大陸の一片である」を引く。

この訴訟 Sierra Club v. Morton は、こうして最高裁でも敗訴したが、Disney 社は後にスキー・リゾート建設を取りやめた。

母なる大地

ところで、オレンジ郡は Mary Jane 湖などの訴訟の2年前の2020年11月、その設立書 (charter) を改正、同郡の河川は全て汚染その他から「自らを守る権利を持つ」との条項を加えていた。その背景にはエクアドルが2008年成立した新憲法に「母なる大地 (Pacha Mama)」の持つさまざまな「権利」を織り込んだことなどもあった。

しかし、この設立書改正にはビジネス団体の反対が強く、フロリダ州の共和党員議員の訴訟の結果、州控訴院判事は設立書改正「自然の権利」条項を州法に違反するとしてこれを破棄した。Kolbert の記事がでてほどない2022年7月だった。

別に、「木々に対する人間の義務 What We Owe Our Trees」(The New Yorker, 2023年5月22日) というハーバード大学歴史学者 Jill Lepore の記事がある。そこで Lepore は、木々が地上に現れ人間が出現して以来の両者に触れて、人間が続けてきた伐採に対して植林運動をやるだけでは不十分で、カナダの環境学者 Suzanne Simard が観察したように、木々にも母性があるというふうに、根本的に見方を変えなければ人間は死滅する、と終わる。

さとう ひろあき 翻訳家、コラムニスト在NY